

介護職員への処遇改善について

縄文の里長瀬倶楽部では、介護職員の処遇改善に取り組んでおります。

取り組みの内容

1、資質の向上

- ・働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員におけるマネジメント研修の受講支援等

2、労働環境、処遇の改善

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

3、その他

- ・非正規職員から正職員への登用

介護職員等特定処遇改善加算について

特定処遇改善加算とは令和1年10月に新設されました。

この制度は、技能、経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です

縄文の里長瀬倶楽部では、令和4年度4月より「特定処遇改善加算Ⅱ」を算定いたします。

1、特定処遇改善加算のグループ分け基準

① グループ A 経験・技能のある介護職員

介護福祉士の免許を有し、介護職員としての経験が10年以上の者

- ② グループ B 他の介護職員
グループ A 以外の 介護職員

2、賃金改善を実施する範囲

経験、技能のある介護職員
他の介護職員

3、見える化について

自社のホームページや埼玉県の情報公開システムを活用し、処遇改善について見える化をしていきます。